

## 設計等の業務に関する報告書(建築士法第 23 条の 6)

建築士事務所の開設者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に設計等の業務に関する報告書を作成し、建築士事務所所在地を管轄する地方事務所長に提出することとされています。法第 23 条の 6(平成 19 年 6 月施行)

詳細につきましては、事務所所在地を管轄する地方事務所(商工観光)建築課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### ■報告する内容 <正本1部提出>

- ①建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書【第一面】
- ②建築士事務所の業務の実績【第二面】
- ③所属建築士名簿【第三面】
- ④所属建築士の業務の実績【第四面】
- ⑤管理建築士による意見の概要【第五面】

### ■提出期限

毎事業年度経過後3ヶ月以内

★個人事務所の事業年度は、1月～12月として扱います。

★法人事務所の事業年度は、各法人事務所の決算月に基づきます。

### ■問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278